

参考資料⑤

山形県空き家対策連絡調整会議設置要綱

(目 的)

第1条 空き家の適正管理や流通活性化による利活用等の推進を図り、快適な住環境の確保と活力ある地域づくりを促進することを目的に、山形県空き家対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 山形県空き家活用支援協議会が設置する「空き家利活用相談窓口」の活用の促進に関すること。
- (2) 空き家の利活用等の検討及び推進に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に議長を置き、県土整備部長をもって充てる。
- 3 連絡調整会議に、必要に応じて幹事会を置くことができる。
- 4 幹事会の構成団体及び機関は、議長が任命する。

(会 議)

第4条 連絡調整会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が座長となる。

- 2 議長に事故あるときには、議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(事 務 局)

第5条 連絡調整会議の事務局は、県土整備部建築住宅課に置く。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議に必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

(別 紙)

区 分	団 体 名	幹 事
関係団体	公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会	○
	公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部	○
	一般社団法人 山形県建設業協会	
	一般社団法人 山形県建築協会	
	一般社団法人 山形県解体工事業協会	
	一般社団法人 山形県建築士会	
	一般社団法人 山形県建築士事務所協会	
	山形県弁護士会	
	山形県司法書士会	
	山形県行政書士会	
	東北税理士会 山形県支部連合会	
	山形県土地家屋調査士会	
	一般社団法人 山形県不動産鑑定士協会	
	山形県住宅供給公社	○
	市町村	山形市
米沢市		○
鶴岡市		○
酒田市		○
新庄市		○
寒河江市		
上山市		
村山市		
長井市		
天童市		
東根市		
尾花沢市		
南陽市		
山辺町		
中山町		
河北町		
西川町		
朝日町		○
大江町		
大石田町		
金山町	○	
最上町		

	舟形町		
	真室川町		
	大蔵村		
	鮭川村		
	戸沢村		
	高畠町		
	川西町		
	小国町		
	白鷹町		
	飯豊町	○	
	三川町		
	庄内町		
	遊佐町		
県	企画振興部	市町村課	○
	県土整備部	管理課	○
		県土利用政策課	○
		建築住宅課	◎
	村山総合支庁	地域振興課	
		建築課	
	最上総合支庁	地域振興課	
		建築課	
	置賜総合支庁	地域振興課	
		建築課	
	庄内総合支庁	地域振興課	
		建築課	